

議案第28号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

保育所嘱託医及び保育所歯科医の報酬を増額するのに伴い、所要の改正をするため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育所嘱託医・保育所歯科医	年額	1施設 70,000 児童割1人 200	副市長
---------------	----	-------------------------	-----

を

」

「

保育所嘱託医・保育所歯科医	年額	1施設 150,000 児童割1人 200	副市長
---------------	----	--------------------------	-----

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。